

令和7年（ヌ）第97号②

注 意 書

本件事件では、物件1ないし3に関し、1通の現況調査報告書で報告がなされていますが、売却手続においては、①物件1及び物件2 並びに ②物件3 を個別に売却します。

本件3点セットは②物件3に関するものですので、現況調査報告書についても②物件3に関する記載を参照して下さい。

東京地方裁判所立川支部民事第4部

期 間 入 札 の 公 告

令和 8年 5月12日

東京地方裁判所立川支部民事第4部

裁判所書記官 小林 裕 子

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 8年 5月27日 午前 9時00分から 令和 8年 6月 3日 午後 5時00分まで
開札期日	日 時 令和 8年 6月 9日 午前10時00分 場 所 東京地方裁判所立川支部売却場
売却決定 期日	日 時 令和 8年 6月24日 午前11時00分 場 所 東京地方裁判所立川支部民事第4部
特別売却 実施期間	令和 8年 6月10日 午前10時00分から 令和 8年 6月12日 午後 5時00分まで
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書 (2) 銀行または損害保険会社の支払保証委託契約締結証明書
買受申出の資格の 制限(民事執行規 則33条)	☆印を付した物件は農地であるので、権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り、買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため、物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 8年 5月12日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。	



物 件 目 録

3 所 在 八王子市長房町
地 番 1 4 4 1 番 1
地 目 畑
地 積 1 7 1 平方メートル
(現況)
地 目 雑種地



物 件 目 録

3 所 在 八王子市長房町
地 番 1441番1
地 目 畑
地 積 171平方メートル
(現況)
地 目 雑種地



令和 7年(又)第 97号
令和 7年 9月18日受理
令和 7年 10月31日提出
(評価人 内田 憲一)

現況調査報告書

東京地方裁判所立川支部

執行官 中田 健一

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

- | | | | |
|---|---|---|--------------|
| 1 | 所 | 在 | 八王子市長房町 |
| | 地 | 番 | 1433番5 |
| | 地 | 目 | 宅地 |
| | 地 | 積 | 198.43平方メートル |
| 2 | 所 | 在 | 八王子市長房町 |
| | 地 | 番 | 1433番4 |
| | 地 | 目 | 畑 |
| | 地 | 積 | 142平方メートル |
| 3 | 所 | 在 | 八王子市長房町 |
| | 地 | 番 | 1441番1 |
| | 地 | 目 | 畑 |
| | 地 | 積 | 171平方メートル |



不動産の表示	「物件目録」のとおり
住居表示	東京都八王子市長房町1433番地5 付近 (住居表示未実施)
土地	物件2・3
現況地目	<input type="checkbox"/> 宅地 (物件) <input type="checkbox"/> 公衆用道路 (物件) <input type="checkbox"/> 農地 (物件) <input checked="" type="checkbox"/> 雑種地 (物件2・3) <input type="checkbox"/> 山林 (物件) <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
形状	<input type="checkbox"/> 公図のとおり <input type="checkbox"/> 地積測量図のとおり <input type="checkbox"/> 建物図面 (各階平面図) のとおり <input checked="" type="checkbox"/> 土地建物位置関係図のとおり <input type="checkbox"/>
占有者及び占有状況	<input type="checkbox"/> 土地所有者 <input checked="" type="checkbox"/> その他の者 (長泉寺) <input type="checkbox"/> 上記の者が本土地上に、下記目的外建物を所有し、占有している <input checked="" type="checkbox"/> 上記の者が駐車場として使用し、占有している <input type="checkbox"/> 上記の者が更地の状態で占有している <input type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/> 占有権原は使用借権である <input type="checkbox"/>
その他の事項	
執行官保管の仮処分	<input checked="" type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/> ある [地方裁判所 支部 令和 元年 () 第 号 保管開始日 令和 年 月 日
建物 (目的外建物)	<input checked="" type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/> ある (詳細は「目的外建物の概況」のとおり)
土地建物の位置関係	<input type="checkbox"/> 建物図面 (各階平面図) のとおり <input type="checkbox"/> 土地建物位置関係図のとおり

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

占有者及び占有権原 (物件1関係)		
占有範囲	■全部 <input type="checkbox"/>	
占有者	<input type="checkbox"/> 債務者 ■B相続人	
占有状況	■敷地 <input type="checkbox"/> 駐車場 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 居宅 <input type="checkbox"/> 事務所 <input type="checkbox"/> 店舗 <input type="checkbox"/> 倉庫 <input type="checkbox"/>	
■関係人(A(土地所有者))の陳述/ <input type="checkbox"/> 提示文書()の要旨		
占有権原	■賃借権 <input type="checkbox"/> 使用借権 <input type="checkbox"/>	
占有開始時期	不詳 (目的外建物保存登記は昭和48年12月8日)	
最初の契約等	契約日	不詳
	期間	不詳
更新の種別	<input type="checkbox"/> 合意更新 <input type="checkbox"/> 自動更新 <input type="checkbox"/> 法定更新	
現在の契約等	期間	不詳
契約等	貸主	■所有者 <input type="checkbox"/> その他の者()
当事者	借主	■占有者 <input type="checkbox"/> その他の者()
賃料・支払時期等	■不詳 (年額5万円から10万円の間) <input type="checkbox"/> 前払 () 分 円 <input type="checkbox"/> 相殺 () 分 円	
敷金・保証金	不詳	
特約等	<input type="checkbox"/> 譲渡・転貸を認める <input type="checkbox"/>	
その他		
執行官の意見	<input type="checkbox"/> 上記のとおり <input type="checkbox"/> 下記のとおり ■「執行官の意見」のとおり	

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

目的外土地の概況	
所 在	八王子市長房町
地 番	1 4 3 4 番 1 6
地 目	<input checked="" type="checkbox"/> 宅地 <input type="checkbox"/> 山林 <input type="checkbox"/> 雑種地 <input type="checkbox"/> 畑 <input type="checkbox"/> 田 <input type="checkbox"/>
地 積	2. 3 3 平方メートル
所 有 者	A (債務者・物件1～3所有者)
その他の事項	
上記は登記事項証明書の記載に基づく 物件1の土地及び物件2の土地南側部分から公道への出入りの通路の一部として使用されている	

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

関係人の陳述等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
A (債務者・物件1～3 所有者)	<p>1 物件2・3の各土地は私が住職を務める長泉寺が駐車場として使用しています。</p> <p>2 執行官から、私が長泉寺に土地を貸していることになるのではないかと質問されましたが、そのようなことは考えたことはありません。私と長泉寺の間で地代のやりとりはありません。</p> <p>3 物件1はBさんに建物敷地として貸していましたが、Bさんが亡くなってかなりの期間が経っています。Bさんが亡くなった後は目的外建物を誰も使用していません。</p> <p>4 地代額ですが覚えていません。年払いです。年額10万円くらいかと質問されましたが、そこまで多くはありません。では5万円くらいかと質問されましたがそれよりは多いです。では、七、八万円くらいかと質問されましたが覚えていません。契約期間なども覚えていません。</p> <p>5 Bさんが亡くなった後は地代がずっと支払われていません。Bさんには娘がいたと思いますが、そちらからも支払いはありません。</p>

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

執行官の意見

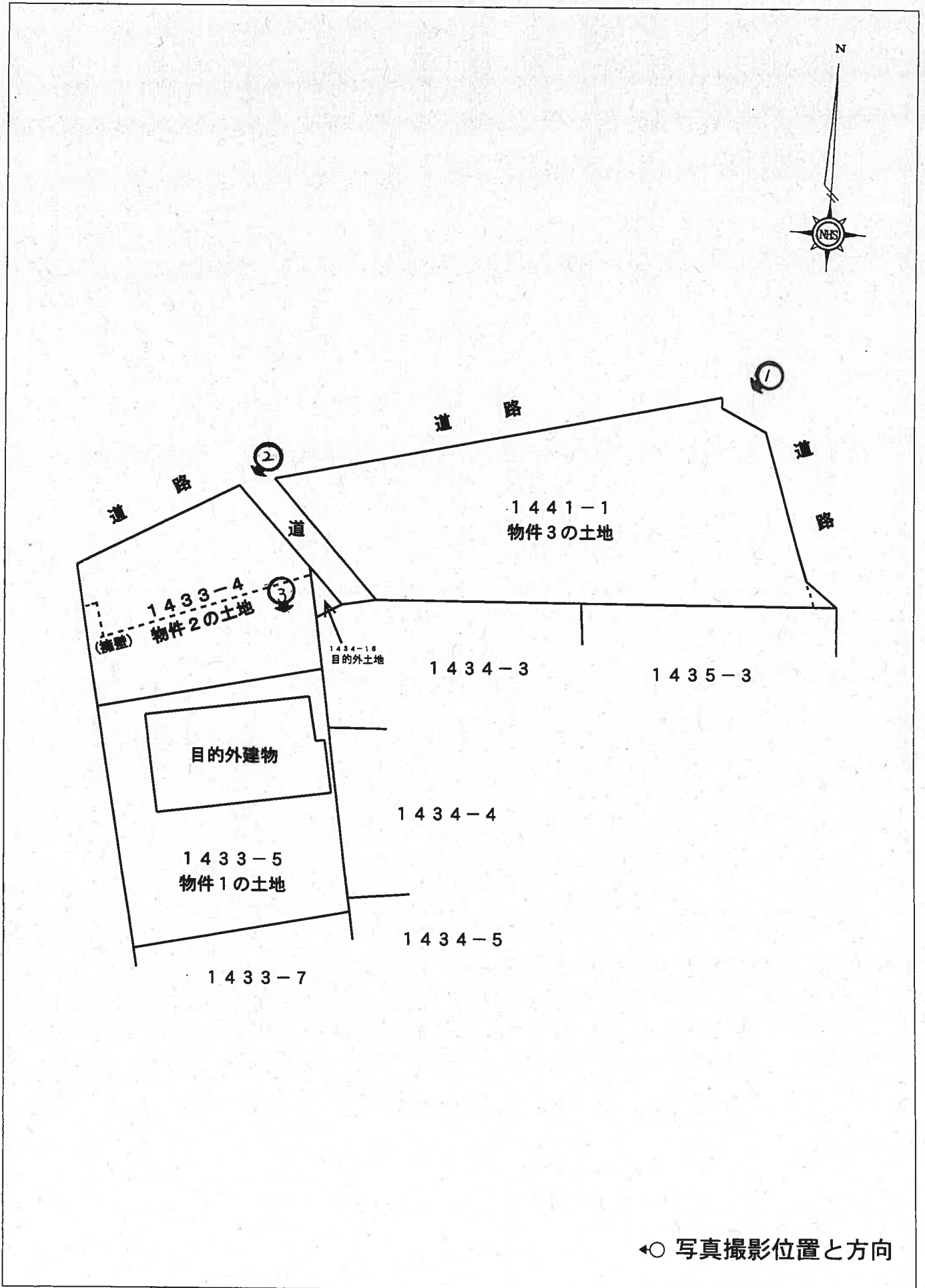
- 1 本件各物件の状況は、土地建物位置関係図及び添付写真のとおりである。
- 2 物件1は草が生い茂っており、蛇やマダニによる危害の可能性もあることから、安全が確保できた範囲で立ち入った。
- 3 見分したところ、物件1・2の形状はほぼ公図のとおりであると思われる。しかし、物件3はその形状がほぼ公図のとおりであると思われるが、面積が異なる可能性がある。物件3につき地積測量図の備え付けはあるが残置計算であり、正確な測量を要すると思われる。
- 4 目的外土地は、公図や周辺土地測量図、開発登録関係図面など、図面によってその位置が異なり、その位置及び範囲は不明確である。
- 5 関係人の陳述は前記のとおりである。物件1の土地貸借関係について覚えていないと述べたり、地代についても曖昧な回答をしており、Aの陳述は信憑性が低いものと思われる。また、住民票除票によるとBが亡くなったのは令和5年9月28日であり、相当長期間地代が支払われていないことから、賃貸借関係が存続しているのか疑義がある。
- 6 本件土地の占有状況については、上記資料及び現場の状況から、前記のとおり認定した。
- 7 なお、目的外建物の所有者には子供がいたようであるが、その者の生存や他の相続人の存在、相続放棄の有無や相続財産化など、相続関係は多岐にわたる調査を要し、執行官の調査範囲を超えるものである。したがって、目的外建物所有者は「B相続人」としている。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

調査の経過		
調査の日時	調査の場所等	調査の方法等
7年10月 2日 9:14- 9:35	物件所在地	物件確認, 物件調査, 占有調査, 写真撮影, 図面作成, 関係人に面接聴取
7年10月 2日 : - :	当 庁	送付嘱託(八王子市役所)
7年10月 8日 11:42-11:56	物件所在地	物件調査, 占有調査, 写真撮影, 図面作成
7年10月21日 : - :	当 庁	送付嘱託回答到着
年 月 日 : - :		
年 月 日 : - :		
年 月 日 : - :		
(特記事項)		
<input type="checkbox"/> 令和 年 月 日 目的物件が施錠されている場合に備えて, 立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。		
<input type="checkbox"/> 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていたので, 立会人 _____ を立ち会わせ, 技術者に解錠させて建物内に立ち入った。		
<input type="checkbox"/> 令和 年 月 日 休日・夜間執行許可の提示をした。		
<input type="checkbox"/>		

(注) チェック項目中の調査結果は, 「■」の箇所の記載のとおり

(土地建物位置関係図)



◁○ 写真撮影位置と方向

令和7年（又）第97号（物件3）
令和7年9月24日現地調査
令和7年10月29日現地調査
令和8年2月24日評価

東京地方裁判所立川支部
民事第4部不動産執行係 御中

評 価 書
（ 物 件 3 ）

評価人 内 田 憲 一

第1 評価額

物件番号	評価額
物件3	金12,330,000円

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較して競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続きをとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

番号	所在等	登記	現況
3	次頁物件目録記載のとおり		地目：雑種地
番号	特記事項		
3	<p>① 物件3土地には縄伸びが生じている可能性があるため、現況地積は登記地積と異なっていると思われる。但し、所有者からの承諾が得られなかったため、現況地積の測量はできなかった。正確な地積については、専門家による測量を実施しなければわからないことに注意を要する。</p> <p>② 固定資産評価証明書によれば、物件3土地の課税上の地目は境内地と記載されている。</p>		

物 件 目 録

3 所 在 八王子市長房町
地 番 1 4 4 1 番 1
地 目 畑
地 積 1 7 1 平方メートル

第4 目的物件の位置・環境等

1 土地の概況及び利用状況等

位置・交通	JR中央線「高尾」駅の北東方約2.1km、京王高尾線「高尾」駅の北東方約2.2km、最寄バス停から徒歩約5分に位置する。（附属資料「位置図」参照）	
付近の状況	近隣は、戸建住宅を主体として、寺院、アパートが見られる住宅地域である。小・中学校、コンビニエンスストア、スーパー、郵便局等の便益施設は徒歩圏内に存する。	
主な公法上の規制等 （道路の幅員等の個別的な規制を考慮しない一般的な規制）	都市計画区分 用途地域 建蔽率 容積率 防火規制 その他の規制	市街化区域 第1種低層住居専用地域 40% 80% 指定なし（建築基準法第22条による区域） 建築物の高さの限度10m、第1種高度地区、日影規制、 宅地造成等工事規制区域、東京都建築安全条例、航空法、 八王子市景観条例 ※ 本件土地は周知の埋蔵文化財包蔵地（No. 124：中郷遺跡）内に存する。
画地の状況	地積 形状 間口・奥行 地勢 その他	[物件3] 171㎡（登記地積） ※ 地積には縄伸びの可能性がある。 やや不整形 北西側間口約27m・奥行約8～13m。北東側間口約10m。 ・ 北西道路側の駐車場として利用されている部分は概ね平坦地であるが、略西部分には未利用の傾斜地、南西端部分には擁壁下の未利用地（平坦部分より概ね3m前後低い）が存し、敷地内には傾斜地部分と高低差がある。 ・ 平坦部分にはアスファルト舗装がされており、平坦部分の南西側から略西側にかけて間知ブロック擁壁が存する。 ・ 物件3土地は登記地積に対して縄伸びが生じている可能性が高く、上記登記地積は現況地積と大きな相違があると思われる。（後記の特記事項参照） ・ 物件3土地の擁壁を築造した際の工作物の築造計画概要書の配置図を参考に机上概算したところ、現況駐車場として利用されている平坦部分は全体敷地のうち概ね75%前後と見受けられ、敷地内には傾斜地部分と擁壁下の有効利用度の低い部分があるが、専門家による測量を実施しなければ正確なことは分からない。

画地の状況	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 南側の隣地境界線は擁壁の下に存する。 ・ 北西側道路沿い2カ所（敷地内）に電柱が存する。
接面道路の状況等	物件3土地	<p>北西側が幅員約2.7m舗装市道（建築基準法第42条2項）に概ね等高に接面し、北東側が幅員約5m舗装市道（同法第42条1項1号）に高く接面する角地。但し、擁壁下の部分は各道路に低く接面。</p> <p>※ 物件3土地の南西側に幅約1.8mの道（市道認定がない赤道）が存するが、建築基準法上の道路ではない。</p>
土地の利用状況等	<p>物件3土地のうち舗装された部分は長泉寺の駐車場として利用され、その他は擁壁の略西側の未利用の傾斜地部分、擁壁部分、擁壁下の未利用地である。</p>	
供給処理施設 （基本的には敷地内への引き込みの有無を基準としている）	上水道	有り
	都市ガス	無し
	下水道	有り
<p>※ 北東側市道には都市ガスの本管が埋設されているが、本件土地には引き込みはない。</p>		
土地の履歴等	<p>国土地理院の昭和43年・昭和54年の空中写真によれば、物件3土地は更地の状態であったと推察される。その後、平成20年に現況の擁壁が築造され、擁壁の上は駐車場として舗装されて、現在に至る。</p>	
特記事項	<p>① 物件3土地の地積についての注意事項、評価上の扱い</p> <p>a. 前記の「画地の状況」欄のとおり、大幅な縄伸びが生じている可能性が高いと思われる。</p> <p>b. 擁壁築造の際の工作物の築造計画概要書の配置図、隣地の地積測量図、隣地の開発登録簿等を参考に物件3土地の地積を図面上で机上概算したところ、参考図面上で推定される物件3土地の地積は登記地積に対して概ね1.7倍前後の大幅な縄伸びが生じている可能性がある。</p> <p>c. 現地において擁壁上の平坦部分の現況の間口と奥行をレーザー距離計で簡易に概測したところ、縄伸びの可能性が高いことが分かった。</p>	

<p>特 記 事 項</p>	<p>d. 執行裁判所から本競売事件における土地所有者に対して現況測量の実施を打診したが、承諾が得られなかったため、測量を実施することはできなかった。参考とした図面は上記のとおり一般に公開された資料に限定されているため、机上概算して推定した縄伸びの程度については正確なものではないことに注意を要する。正確な地積については、専門家による測量を実施しなければ分からない。</p> <p>e. 前記のとおり、地積の把握についての限界があるため、本件評価上は、推定される縄伸びの程度を考慮した補正率（地積調整率）を乗じる方法を用いて評価を進めることとした。なお、地積調整率は正確なものではないので、後記の評価額の判定の市場性修正欄で市場性の減価を考慮する。</p> <p>② 現況の擁壁については、建築基準法による検査済証の交付記録がある。但し、経年劣化等の可能性については専門家による調査が必要であり、建物を建築する際には擁壁の安全性等の確認が必要となる。</p>
----------------	---

第5 評価額算出の過程

1 基礎となる価格

① 物件3（土地）

目的土地の土地価格（基礎となる価格）を次のとおり求めた。

物件 番号	更地価格		地積 ウ	地積 調整率 エ	建付 減価 オ	基礎となる価格 (土地価格) カ
	標準画地価格 ア	個別格差 イ				
3	102,000円/㎡	×0.65	×171㎡	×1.70		= 19,270,000円

※総額(円)については、1万円未満四捨五入とした。(以下同じ)

ア 標準画地価格：下記の規準価格を中心に、その他の価格資料等を斟酌して地域の標準画地の価格を求めた。なお、標準画地は、近隣において、土地の概況（間口、奥行、規模等）及び利用状況等が標準的な中間画地を想定した。

【 地価公示（八王子－112）】

$$\begin{array}{ccccccc}
 \text{(公示価格)} & & \text{(時点修正)} & \text{(標準化補正)} & \text{(地域格差)} & & \text{(規準価格)} \\
 111,000\text{円}/\text{㎡} & \times & \frac{104}{100} & \times & \frac{100}{105} & \times & \frac{100}{108} = 102,000\text{円}/\text{㎡} \\
 & & & & & & \text{(上三桁未満四捨五入)}
 \end{array}$$

時点修正：令和7年1月1日から評価日までの推定変動率である。

標準化補正：方位 +5% ※地価公示の標準化補正を考慮（北方位を標準）

地域格差：公示地の所在地域と対象不動産の所在地域を比較して、交通接近条件・街路条件・環境条件・行政的条件等を総合的に考量して判定した。

イ 個別格差：下記の個別的要因を考慮して個別格差率を査定した。

- 〈物件3土地〉
- ・角地 +1%
 - ・セットバックを要する -6%
 - ・地勢等（敷地内の高低差、道路及び隣地との高低差、擁壁等） -15%
※敷地内のうち擁壁周囲の未利用地部分があることも考慮
 - ・規模及び形状 -15%
 - ・アスファルト舗装がある -5%
- 相乗積 $(1.01 \times 0.94 \times 0.85 \times 0.85 \times 0.95 \doteq 0.65)$

ウ 地積：登記数量による。

エ 地積調整率：擁壁を築造する際の工作物の築造計画概要書の配置図、隣地の地積測量図・開発登録簿等を参考に、物件3土地の縄伸びの程度を推定のうえ、上記のとおり地積の調整を行った。但し、地積調整率については、限られた資料を参考に評価上考慮したものにはすぎないため、正確な地積、縄伸び率については専門家による測量を実施しないと分からないことに注意を要する。

オ 建付減価：物件3土地は建物の敷地ではないので、必要なし。

2 評価額の判定

前記1により求めた価格を基礎に、競売市場修正及びその他所要の修正を行って、下記のとおり評価額を求めた。

物件 番号	基礎となる価格 ア	土地利用権等価格 の控除 イ	占有減 価修正 ウ	市場性 修正 エ	競売市 場修正 オ	評 価 額
3	19,270,000円			×0.80	×0.8	= 12,330,000円

ア 基礎となる価格 : 前記1

イ 土地利用権等価格 : 必要なし。

ウ 占有減価修正 : 必要なし。

エ 市場性修正 : 本件では推定した縄伸びの程度について前記のとおり地積調整率で考慮したが、地積に関して不確定要因があることによる市場性の減退、評価上適用した地積の補正に関する精度、正確な地積の把握のために測量費用等を要すること、その他の不確定要因等が残ることによるリスク等を総合的に考慮のうえ、上記のとおり市場性修正を行った。

オ 競売市場修正 : 「第2 評価の条件」欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮して修正を行った。

第6 参考価格資料

[指標とした公示価格等]

【 地価公示地（ 八王子－112 ） 】

価 格 時 点	令和7年1月1日
所 在 ・ 地 番	八王子市長房町1431番2
1 m ² 当たりの価格	111,000円/m ²
地 積	186 m ²
供 給 処 理 施 設	水道、ガス、下水
前 面 道 路 の 状 況	南4m市道
交通施設との接近状況	「高尾」駅 1.5 km
法 令 上 の 制 限	1低専(40,80)
周辺土地の利用の現況	一般住宅のほか共同住宅も見られる住宅地域

第7 附属資料

- 1 位置図
- 2 公図写
- 3 地積測量図写 ※但し、物件3土地は直接測量したものではない残地としての地積。

以 上

位置図



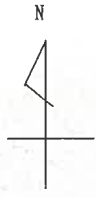
対象不動産

公示地-112

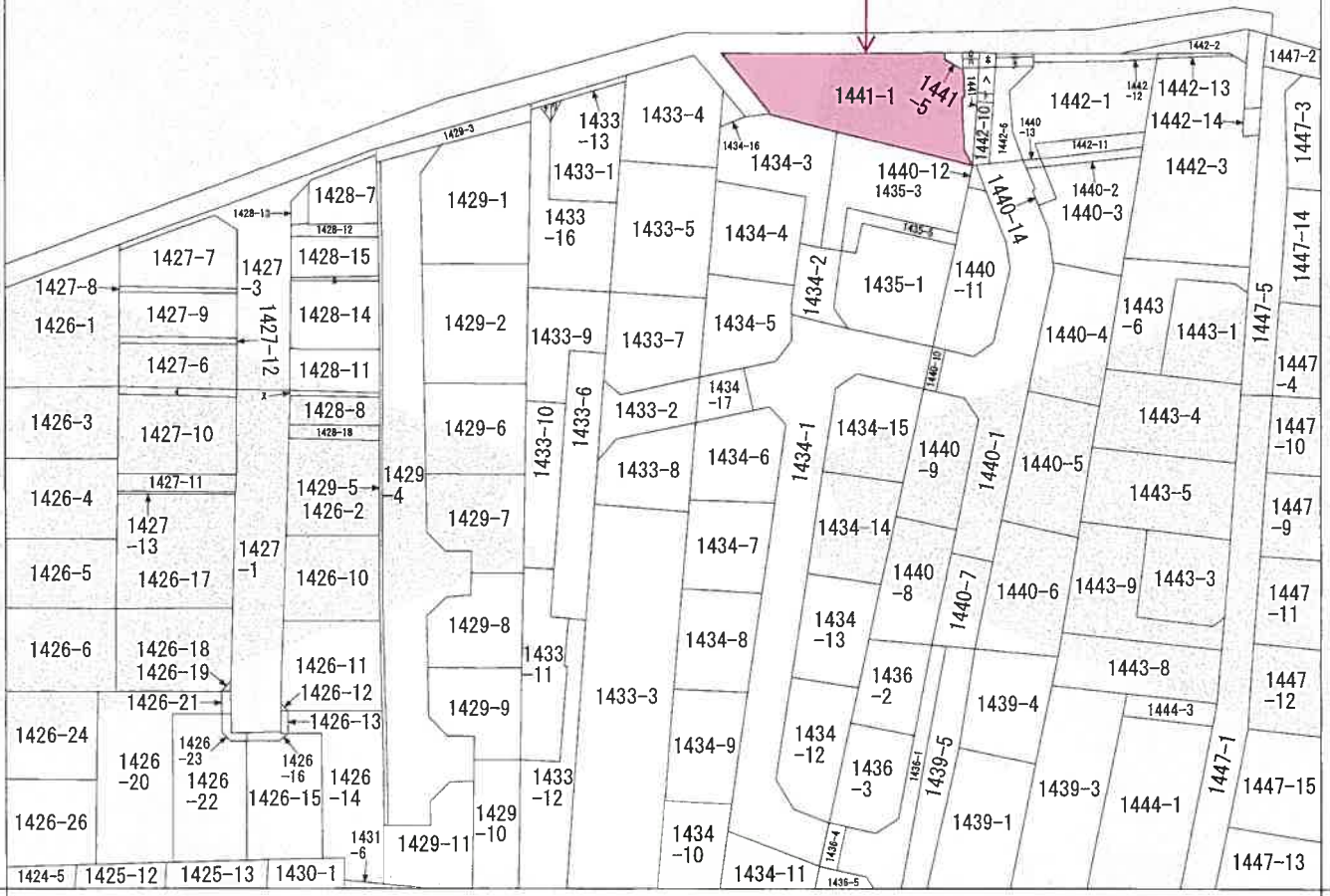
縮尺 1/15,000

株式会社 昭文社 発行
都市地図より複製

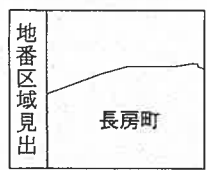
イ 1427-4 ハ 1441-3 ホ 1442-7 ト 1442-9 リ 1433-14 ル 1428-17
 オ 1441-2 ニ 1442-4 ヘ 1442-8 チ 1433-15 ス 1428-16 レ 1442-5



物件 3 土地



(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。



請求分	所在	八王子市長房町		地番	1433番5	
出力縮尺	1/600	精度区分		座標系番号又は記号	分類	地図に準ずる図面
作成年月日			備付年月日(原図)		補記事項	
						種類 旧土地台帳附属地図

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

(東京法務局八王子支局管轄)

令和7年9月24日

東京法務局立川出張所

登記官



A 3 を A 4 に 縮 小

請求番号 : 10-1
(1/1)

1441

地番 1441-2~5 1441-1

土地の所在 八王子市長房町

地積測量図

座標求積表

地番	1441-2	座標		Y	$X_{n+1} - X_{n-1}$	$Y_n (X_{n+1} - X_{n-1})$
NO	1441-2	X	Y	Y	$X_{n+1} - X_{n-1}$	$Y_n (X_{n+1} - X_{n-1})$
k81	(計算点)	1002.472	1012.244	1012.244	1.007	1019.329708
P14	(鉋)	1003.288	1012.068	1012.068	0.213	215.570484
SS4	(計算点)	1002.885	1010.498	1010.498	-1.007	-1017.571486
k79	(ベンキ)	1002.281	1010.721	1010.721	-0.213	-215.283573
		倍面積		倍面積		2.045133
		地積		地積		1.022566
						1.02 ㎡
地番	1441-3	座標		Y <th>$X_{n+1} - X_{n-1}$</th> <th>$Y_n (X_{n+1} - X_{n-1})$</th>	$X_{n+1} - X_{n-1}$	$Y_n (X_{n+1} - X_{n-1})$
NO	1441-3	X	Y	Y	$X_{n+1} - X_{n-1}$	$Y_n (X_{n+1} - X_{n-1})$
kk40	(ベンキ)	1001.470	1012.588	1012.588	1.570	1589.763160
k81	(計算点)	1002.672	1012.244	1012.244	0.811	820.929884
k79	(ベンキ)	1002.281	1010.721	1010.721	-1.570	-1586.831970
kk31	(ベンキ)	1001.102	1011.156	1011.156	-0.811	-820.047516
		倍面積		倍面積		3.813558
		地積		地積		1.906779
						1.90 ㎡
地番	1441-4	座標		Y <th>$X_{n+1} - X_{n-1}$</th> <th>$Y_n (X_{n+1} - X_{n-1})$</th>	$X_{n+1} - X_{n-1}$	$Y_n (X_{n+1} - X_{n-1})$
NO	1441-4	X	Y	Y	$X_{n+1} - X_{n-1}$	$Y_n (X_{n+1} - X_{n-1})$
kk40	(ベンキ)	1001.470	1012.588	1012.588	11.023	11161.757524
kk31	(ベンキ)	1001.102	1011.156	1011.156	-4.096	-4141.694976
kk36	(市金標)	997.374	1012.531	1012.531	-3.836	-3884.068916
kk37	(市金標)	997.266	1012.251	1012.251	-5.843	-5914.582593
k66	(市金標)	991.531	1014.390	1014.390	-7.187	-7290.420930
P15	(市金標)	990.079	1015.847	1015.847	9.939	10096.503333
		倍面積		倍面積		27.493442
		地積		地積		13.745721
						13.74 ㎡
地番	1441-5	座標		Y <th>$X_{n+1} - X_{n-1}$</th> <th>$Y_n (X_{n+1} - X_{n-1})$</th>	$X_{n+1} - X_{n-1}$	$Y_n (X_{n+1} - X_{n-1})$
NO	1441-5	X	Y	Y	$X_{n+1} - X_{n-1}$	$Y_n (X_{n+1} - X_{n-1})$
k93	(計算点)	1002.398	1008.599	1008.599	-1.108	-1117.527692
k94	(計算点)	1001.777	1008.757	1008.757	-2.019	-2036.680383
k95	(計算点)	1000.379	1011.423	1011.423	1.108	1120.656684
SS4	(計算点)	1002.885	1010.498	1010.498	2.019	2040.195462
		倍面積		倍面積		6.644071
		地積		地積		3.322035
						3.32 ㎡
地番	1441-1	座標		Y <th>合計</th> <th>総計</th>	合計	総計
NO	1441-1	X	Y	Y	合計	総計
		倍面積		倍面積	191.735537	191.735537
		地積		地積	171.737436	171.737436
					171.73 ㎡	171.73 ㎡

作成者 土地家屋調査士

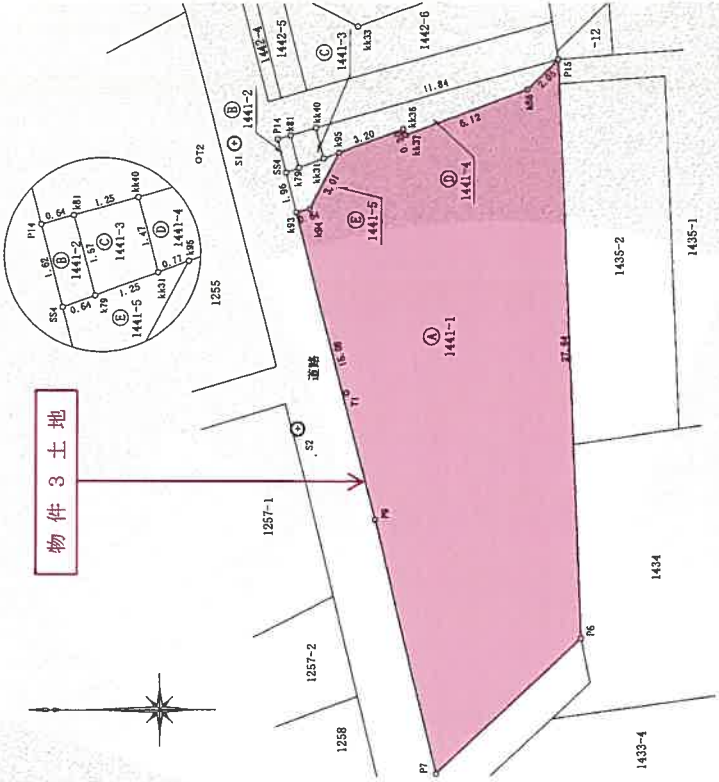
申請人

縮尺 1/250

644869

(任意座標系)

座標	X	Y	標識
S1	1005.334	1011.845	マンホール中心
S2	1002.284	998.308	マンホール中心
P6	988.906	988.331	木杭
P7	985.741	981.897	ベンキ
P9	998.648	993.987	鉋
kk33	999.526	1017.410	市金標
T1	1000.000	1000.000	鉋
T2	1007.036	1011.063	鉋



平成20年10月31日 登記簿参照

(系座標)

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。

(東京法務局八王子支店管理)

令和7年9月24日

東京法務局立川出張所

登記官

A3をA4に縮小